

福島県防災基本条例(仮称)検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 自然災害に強い県づくりを実現することを目的とする福島県防災基本条例(仮称)を制定するに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、福島県防災基本条例(仮称)検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、福島県防災基本条例(仮称)の制定に必要な事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 検討委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福島県危機管理部災害対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

別表（第3条関係）

福島県防災基本条例（仮称）検討委員会 委員名簿

◎委員長

令和6年3月7日現在

氏名	所属・役職	備考
◎武田 文男	福島学院大学 副学長・マネジメント学部長・教授 政策研究大学院大学 客員教授・防災政策研究会座長	元内閣府防災審議官
北村 育美	国立大学法人福島大学 地域未来デザインセンター 客員研究員	県男女共同参画審議会委員（防災分野）
佐藤 美佳	公立大学法人福島県立医科大学 大学院医学研究科 災害・被ばく医療科学共同専攻 国際被ばく保健看護学講座 教授	福島県防災士会理事
宮村 たま江	福島市消防団女性消防隊 隊長	
浜崎 光則	本宮市6区館町行政区町内会自主防災組織 代表	
葛西 優香	東日本大震災・原子力災害伝承館 常任研究員 （株式会社いのちとぶんか社 取締役）	
篠原 清美	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 副会長 福島県民生児童委員協議会 会長 （いわき市民生児童委員）	
原田 淳子	一般社団法人南相馬パブリックトラスト 代表理事 みなみそうま市民とNPOによる地域支援チーム このゆびとまれ	被災者支援NPO
村崎 紀子	福島県商工会議所女性会連合会 理事 会津若松商工会議所女性会 副会長	事業者代表
木幡 健	福島県教育庁健康教育課 主幹	学校等における防災教育担当
小松 信之	福島県市長会 常務理事兼事務局長	市代表
安田 清敏	福島県町村会 常務理事兼事務局長	町村代表

計12名（男性6名 女性6名）

※順不同・敬称略